

damental Problems (New York: Frederick A. Praeger, 1950), pp.13-14参照。平和「維持」の予防的機能は国連の目的として規定された〔憲章1章の〕1条1項によって成立された。「平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整または解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現する」。国連のこのような目的は総会、安保理、国際司法裁判所によって遂行される機構の機能を構成する。かかる機構の機能は、2条3項に「原則」としてあらわれた加盟国の義務と一致する。「すべての加盟国はその国際紛争を〔国際的手段によって〕国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決しなければならない」(Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* (New York: Frederick A. Praeger, 1950), p.15引用)。

22) 憲章〔6章の〕第33条 1. いかなる紛争でも継続が国際の平和及び安全の維持を危うくする虞のあるものについては、その当事者は、まず第一に、交渉、審査、仲介、調停、仲裁裁判、司法的解決、地域的機関または地域的取極の利用その他当事者が選ぶ平和的手段による解決を求めなければならない。2. 安全保障理事会は、必要と認めるときは、当事者に対して、その紛争を前記の手段によって解決するように要請する(クスフェ編『北韓研究法典』〔ソウル：ヘンポプ社、1966〕、p.873)。33条1項の当事者が選択できる平和的手段、すなわち交戦中止と38度線への撤収を、2項によって安保理が要請したとみることができる。

23) 一方、Institut de droit internationalも同概念の定義の重要性を誇張しようとする試みに対する反対の意を強調したことがある(Ingrid. Detter, *The Law of War* [Cambridge: Cambridge University Press, 2000]、pp.17-20)。武力使用に関する法(jus ad bellum)および戦時法(現在は通常「国際人道法」という)(jus in bello)は完全に区別されるものではなく、相互に関連するものであるとしても、両者は相違う歴史的背景をもっていることは事実である(Stevan R. Ratner, "jus ad bellum and jus in bello after September 11", *American Journal of International Law*, Vol.96, No.4, 2002, p.906; 兪琦濬「9/11事態、武力使用、そして国際人道法」『国際法学会論叢』第51巻第2号(通巻105号)、2006、p.109)。

24) トリグブ・リー事務総長は、朝鮮半島の事態を「平和に対する脅威」としてみた。6月25日、リー総長は次のように言及している。「現在の状況は深刻なものであり、これは国際平和に対する脅威である。安保理は私の見解としては、これを扱う適切な組織である」(Text in U.N. document S/PV.473, p.3; U. S. Department of State, *Foreign Relations of the United States* Vol. VII Korea [Washington, D. C: U. S. Government Printing Office, 1976], p.146)。ケルゼンも朝鮮の事態を平和に対する脅威としては決定できるとみていた(Hans Kelsen, *Principles of International Law*, 2nd ed. [New York: Holt, 1967], p.930)。張勉やはり、25日の安保理

会議に参席して行った演説のなかで平和に対する脅威と定義した。彼の演説要旨は次の通りである。「この度の不法な攻撃は人道と民心に逆らう罪悪であるのみならず、国際平和と安全に対する明白な脅威であることから、貴安保理理事会で、侵略者として一切の攻撃を即時中止させ38度線以北に撤退するよう強力に措置してくれることを訴える」。また6月27日、カーク駐ソアメリカ大使が、グロムイコ(Andrej A. Gromiko)ソ連外相を通じてソ連指導層に伝えた覚書にも「平和に対する脅威」と明示している。Based on the Collection of Materials on the Korean Decision in the Historical Office, Department of State(国務省歴史局の韓国決定に対する資料収集特別課所蔵資料): Glenn D. Paige, *The Korean Decision*, June 24-30, 1950 (New York: Free Press, 1968), p.201.

25) ケルゼンは、即時交戦中止および38度線への撤収要請は、2条5項の意味の範囲で国連によってとられた強制措置であるとむりやり解釈され得るが、しかしそれらは状況悪化を防ぐための憲章40条の「臨時措置」に限ってとられた「予防」措置として解釈されるのが合理的であろうと、慎重に提示する(H. Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], pp.92ff, p.929参照)。

26) (2)「国連体系」と(3)「国連軍司令部」の内容の大部分は、李時雨『国連軍司令部』(パジュ：トゥルノツ、2013)、pp.386-391、pp.621-651から抜粋引用した。

27) U.N. document S/1508 Rev 1, June 27, 1950.

28) 憲章起草者たちの意図を表現したものとみえるこの「勧告」という言葉には、拘束力ある兵力の同伴が付け加えられていない。国連憲章制定会議でベルギー代表は、「勧告」という言葉の法的効力についてそれを発起し 國家らに解釈を求めた。すなわち「勧告」という単語が紛争国と当事者たちの義務が伴うものなのかについてより明確な答えを求めた。アメリカ代表は、言わば強要や強制なきを想定したことを明確化するための意図であると述べた(Cf. also U.N.C.I.O document 1027, III/2/31(I), p.4); Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], p.444引用)。

29) 憲章39条の勧告(Recommendation)は、平和的手段の勧告を意味するのか、または強制的手段の勧告まで含んでいるのかという論議では、平和的手段の勧告に限るという見解が次のように多くの学者によって主張されている。Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* (New York: Frederick A. Praeger, 1950), pp.932; Hersch Lauterpacht, *Oppenheim's International Law*, II 7th ed. (London: Longmans, 1972), p.164; Ian Brownlie, *International Law and the use of Force by States* (Oxford: The Clarendon, 1963), p.3

35); Julius Stone, *Legal Controls of International Conflict* (New York: Rinehart & Company Inc., 1954), p.230; Grenville Clark and Louis B. Sohn, *World Peace through World Law* (Cambridge: Harvard University Press, 1958), p.113; L. M. Goodrich and E. Hambro, *Charter of the United Nations*, 2nd ed. (Boston: World Peace Foundation, 1949), pp.27-28; James Leslie Brierly, *The Law of Nations: an introduction to the international law of peace*, 6th ed. (Oxford: Oxford University Press, 1963), p.394; キム・ミヨンギ『中韓国際連合軍と国際法』(ソウル: 国際問題研究所、1990)、p.20.

30) 79th Congress, 1st session, *Public Law*, 246; Hans Kelsen, *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* (New York: Frederick A. Praeger, 1950), p.932.

31) "United Nations Participation Act", December 20, 1945, Sec 5, Sec 6 参照
http://avalon.law.yale.edu/20th_century/decad031.asp.

32) Hans Kelsen. *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], p.933) .

33) Louis Fisher, "The Korean War: On What Legal Basis Did Truman Act?", *American Journal of International Law*, Vol.89, No.1, January 1995, pp.32-33 参照。

34) Julius Stone, *Legal Controls of International Conflict* (New York: Rinehart & Company Inc., 1954), pp.234-235.

35) 李丙朝、李仲範『国際法新講』(8改訂版)(ソウル: 一潮閣、1999)、p.199. 李丙朝は2条7項の但書条項によって、内乱であっても平和に対する脅威、破壊、侵略行為が存在すると認められれば、安保理は強制措置をとれるとみている。しかし李丙朝もそのような例外は41条や42条の強制措置が決定された時だけ可能であるとみる。

36) チョ・ギョングン「集団安全保障の理論と実際: 韓国戦を通じて考察してみた問題点と平和と安全の維持および回復のための国際連合機能の変遷」高麗大学校政治外交学科碩士論文、1982、p.75-76 参照。

37) オ・ユンギョン他『21世紀 現代国際法秩序』(ソウル; パクヨン社、2001)、p.709 参照。

38) アメリカ含め賛成7:0、棄権3 (エジプト、インド、ユーゴスラビア)、欠席1 (ソ連) で通過された。U.N. document S/1588; U.N. document S/RES/84(1950); 会議記録はU.N. document S/PV.476を参照 (U. S. Department of State Office of public Affairs. "Text of Resolution in Department of State", *United States Policy in the Korean Crisis* [Washington: U. S. Government Printing Office, 1950],

pp.66-67) .

39) サンデー (Arne Sunde) はノルウェーの国連代表で7月の一カ月間、安保理の議長であった。*Foreign Relations of the United States 1950*, Vol.VII (Washington, D.C.: U. S. Government Printing Office, 1976) ,p.292.

40) ニューヨークに送ったTelegram No.15, July 4, 4 p.m., *Foreign Relations of the United States 1950*, Vol. VII (Washington, D.C.: U.S. Government Printing Office, 1976), p.300.

41) U. S. Department of State, "Memorandum of Telephone Conversation, by the Deputy Director of the Office of United Nations Political and Security Affairs (Wainhouse)" (Washington July 6, 1950), *Foreign Relations of the United States 1950*, Vol. VII (Washington, D.C: U. S. Government Printing Office, 1976), pp.318-319.

42) Report by the JSSC to JCS, "Report by the United States Government to the United Nations Security Council", JCS1776/54, 24 July, 1950, Encl, "Draft Memorandum for the Secretary of Defense", pp.231-232; 国学資料院『合同参謀本部記録』18 (ソウル: 国学資料院、2000)、pp.187-188 参照。

43) Report by the joint Strategic Plans Committee to the JCS, "Instructions to General MacArthur Concerning Situation in Korea and Formosa", 11 July, 1950, JCS1776/29, Encl.p.142; 国学資料院『合同参謀本部記録』18 (ソウル: 国学資料院、2000)、p.59.

44) (U) Msg, CSGPO WAR 85743 to CINCFE, 12 July 1950; James F. Schnabel, Robert J. Watson, *The History of the Joint Chiefs of Staff, The Joint Chiefs of Staff and National Policy Vol. III The Korean War Part I* (Historical Division Joint Secretariat joint Chiefs of Staff, 1978) /国防部戦史編纂委員会『米国合同参謀本部史 韓国戦争 (上)』(国防部戦史編纂委員会、1990)、pp.111-112.

45) 国連軍司令部一般命令1号は次のとおりである。1. 1950年7月7日の国連安保理決議によってアメリカ大統領は大韓民国を支援する軍事力量の最高司令官を指定した。これに準じて、総司令部とともに国連軍司令部が日本・東京に今日設立された。2. 就任した司令官が署名した。GHQ, UNC, General Order No. 1, 25 July 1950, in U. S. Congress, Senate, Committee on Appropriations, "Testimony of Secretary of Defense Johnson", *Hearings Before the Committee on Armed Services and the Committee on Foreign Relations, U.S. Senate, 82nd Congress, First Session, to Conduct an Inquiry into the Military Situation in the Far East and the Facts Surrounding the Relief of General of the Army Douglas MacArthur from His Assignments in that Area, (Douglas MacArthur Hearings) Part V* (Washington, D.C.: Government

t Printing Office, 1951), p3382; For East Command Communiqué Number135; U.N. document S/1629; Rosalyn Higgins, *United Nations Peace Keeping, 1946-1967, Documents and Commentary II, Asia* (London: Oxford University Press, 1970), p.195.

46) そのような場合の旗の使用は4条2項に含まれている。「旗は、軍事参謀委員会や委員会、または国連のための必要性は認められるが、この法が包括しえないある環境において、国連によって設立された他の団体のように国連のために活動するある一定の単位によっても使用することができる」。

47) U.N. *The United Nations Flag Code and Regulations* (ST/SGB/132), (U.N.: 1 January 1967), pp. 1-2; Hans Kelsen, *The Law of the United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* (New York: Frederick A. Praeger, 1950), p. 939再引用。

48) Hans Kelsen. *The Law of The United Nations A Critical Analysis of Its Fundamental Problems* [New York: Frederick A. Praeger, 1950], p.939参照。

49) これら報告書は、JSC2155/総書（省間協力を指示したコリンズ将軍の覚書とともに）として合参の「公式文書」で発行されており、合参の書類綴CCS319.1(7-19-50)から見て取れる。その手続きについては次を参照。(S)Memo, ACS G-3 to CS A, "Report to the United Nations Command Operations in Korea", 28 August, 1950, Army File, G-3 091 Korea(1950) case 58/15; Text of Reports Nos. 2-16, extending through 28 Feb, 1951, *Military Situation in the Far East*, pt 5, pp. 3389-3462; According to (U) Record of JCS Actions Relative to Korea, p.45; the Joint Chiefs of Staff on 3 October, 1950 formalized General Collins' responsibility for handling the reports, No other evidence of such action has been found. JCS 2155/2, 2153/3, and 2155/4, in CCS319.1(7-19-50) sec1. 上に描かれた手続きは10月3日前によく使われたことをみせてくれる。

50) Krzysztof Skubiszewski, "Use of Force by States", in *Manual of Public International Law*, ed. M. Sørensen (London: Macmillan, 1968), p.790.

51) Leland M. Goodrich, Edvard Hambro and Anne Patricia Simons, *Charters of the United Nations-Commentary and Documents-3rd and Revised Edition*, (Columbia University Press, 1969), p/236.

52) Resolution 3390 A/B(XXX) Adopted by General Assembly on 18 November 1975.

53) 関連書簡の重要部分の原文は次のとおりである。"It follows, accordingly, that the Security Council did not establish the Unified Command as a subsidiary organ under its control, but merely recommended the creation of such a command, specifying that it be under does not fall within the responsibility

of any United Nations organ but is a matter within the competence of the government of the United States."

54) これに関してはキム・ドゥヨン外交通商部国際法規課長の論文がある（キム・ドゥヨン「国連司解体問題に関する法的検討」〔駐国際連合代表部、1995〕参照）。

55) 海上保安庁は1946年初、米・日海軍関係者の共同努力によって設置されたが、事実、海岸警察とは別の機構として発足した。また外観上は海上における治安業務を主に担うようであるが、本質的には、日本の漁船を外国の脅威から保護、機雷除去、北海道を中心とした対ソ海上情報収集などといった対外的かつ軍事的な性格が強かった。事実上発足当時から中央集権的な機構であったし、組織・訓練され、制服を着用した武装部隊であったが、その後、海上自衛隊の発展のための訓練の中核部隊となった。このように日本海軍の再軍備は1947年にすでに始まったのである。

(James E. Auer, *The Postwar Rearmament of Japanese Maritime Forces: 1945-1971*/妹尾作太郎訳『日本海軍史(上)』(東京: 時事通信社、1972)、p.114参照; 鄭光河『日本防衛政策の理想と現実』(ソウル: 慶南大学校極東問題研究所、1989)、p.131再引用)。

56) 末川博『資料戦後二十年史3法律』(日本評論社、1970)、p.56; Frank Kowalski Jr., *An Inoffensive Rearmament* / 勝山金次郎訳『日本再軍備』(サイマル出版会、1969)、p.28; 鄭光河『日本の防衛政策の理想と現実』(ソウル: 慶南大学校極東問題研究所、1989)、p.118。

57) 西修『国の防衛と法』(学陽書房、1975)、p.101; 鄭光河『日本の防衛政策の理想と現実』(ソウル: 慶南大学校極東問題研究所、1989)、p.118。

58) 読売新聞社戦後史班編『再軍備の軌跡』(読売新聞社、1981)、p.178; 鄭光河『日本の防衛政策の理想と現実』(ソウル: 慶南大学校極東問題研究所、1989)、p.132。当時の死亡者は1978年秋になってようやく戦没者叙勲をうけた。

59) GOJ 1tr to UN Joint Board, UNJ-130-HA, 29 Sep 77, Subj: Termination of UNC Facilities; Headquarters UNC/USFK/EUSA Command Historian, 1977 *Annual Historical Report*, p.32.

60) UNC/USFK/EUSA Disposition Form, 20 Dec 75, Subj: UNC Status of Fuchu Air Station, Japan; Headquarters UNC/USFK/EUSA Command Historian, 1975 *Annual Historical Report* (RCS CINCPAC 5000.4), (UNC/USFK/EUSA, 17 June 1976), p.17.

61) Headquarters UNC/USFK/EUSA Command Historian, 1975 *Annual Historical Report*, p.32.

62) Ministry of Foreign Affairs of Japan(MOFA) Press Release, October 26, 2007; Osakabe Yasuo, "UNC celebrates the 67th Anniversary of the United

Nations in Japan" Yokota Air Base>News>2012.11.28. <http://www.yokota.af.mil/news/story.asp?id=123327915>.

63) Ministry of Foreign Affairs of Japan(MOFA) Press Release; Charles M. Perry and Toshi Yoshihara, *The U.S.-Japan Alliance: Preparing for Korean Reconciliation and Beyond*, (The Institute for Foreign Policy Analysis, 2003), pp.4, 7~8.

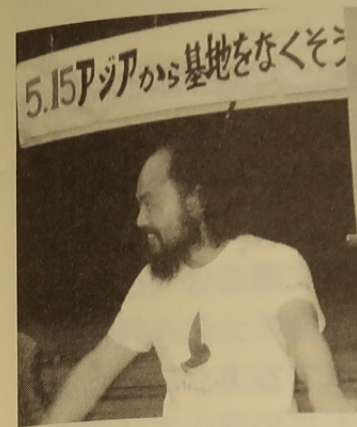
64) Pak Chol Gu, "REPLACEMENT OF THE KOREAN ARMISTICE AGREEMENT: PREREQUISITE TO A LASTING PEACE IN THE KOREAN PENINSULA" http://oldsite.nautilus.org/fora/security/4a_DPRKonKA.html#sect3.

65) Headquarters UNC/USFK/EUSA Command Historian, *1977 Annual Historical Report*, p.31. タイ軍撤収過程については次を参照。From Department of State to Australia Canberra, WITHDRAWAL OF THAI UNC AVIATION DETACHMENT FROM JAPAN, Bureau of East Asian and Pacific Affairs, 1976 April 16; http://www.wikileaks.org/plusd/cables/1976STATE092435_b.html.

66) 李時雨『済州・沖縄 平和紀行』(ソウル: マル、2014)、pp.588-591。

67) Søren Kierkegaard, *Gjentagelsen: Et Forsøg I den eksperimenterende Psychologi*, (Kjøbenhavn: Faaes hos C.A. Reitzel, 1843) 初版は、匿名の作家コンスタンティン・コンスタンティウス (Constantin Constantius) の名前で出版された。; Carl Schmitt, *Politische Theologie: Vier Kapitel zur Lehre von der Souveränität* 2 版, (Berlin: Duncker & Humblot, 1934)/キム・ハン訳『政治神学: 主権論に関する四つの章』(ソウル: GB、2010)、p.28。

68) 国連軍司令部の解体に安保理が介入する法的、現実的理由はない。また言えば、国連軍司令部の解体は、韓米間で合意しこれを参戦国に通報、同意を求めた後、「駐韓国連軍司令部の最終報告書」を安保理文書として回覧すればそれで終結されると言える。結局、国連軍司令部の解体の要諦は、韓米間の合意にあるとみることができる (オ・ユンギョン他『21世紀現代国際法秩序』[ソウル: パクヨン社、2001]、p.710参照)。



我々の共通課題

講演: 李時雨

2008年5月15日

沖縄(浦添市)

沖縄、韓国、日本の平和運動は連帯を超えて連合運動を要求している。それは、我々が処する共通の脅威に基づいている。核兵器、化学兵器、劣化ウラン弾と国連軍司令部を中心に、これらの脅威を詳しく見てみよう。

1. 米攻撃型原子力潜水艦の4隻に1隻は、核弾頭トマホークミサイルを搭載

2005年3月、緑色連合(グリーン・コリア)による記者会見を通して発表された、鎮海(チネ)海軍基地の米潜水艦埠頭に寄港した原子力潜水艦ロサンゼルス(USS688)は、1995年以降すでに核トマホークミサイルのための携帯用発射システムの装着が確認されており、核トマホークミサイルの搭載可能性も1/4と非常に高いと分析された。1991年にブッシュ大統領とゴルバチョフ大統領の戦術核兵器廃棄宣言があり、これに伴って南北非核化5原則も発表された。日本はかなり以前から非核3原則を強調してきた。1994年の米国防総省の核態勢報告書(NPR)によれば、これ以上海軍艦艇に核弾頭トマホークミサイルは配置されないと報告された。しかし、核弾頭トマホークミサイルは320個がW-80核弾頭と共にジョージア州のキャンプ・キングスベイ(Kings bay)に戦略核兵器と並んで保管されており、解体されたのではなく良好に貯蔵されているため、核弾頭用トマホーク(TLAM/N)は命令さえ下りればたったの30日以内に配置することができる状態であることも報告された。ローレンデータ社(Loren Data Corp)が1995年12月29日に自社のホームページに掲示した資料によれば、「米海軍傘下の海洋システム司令部は、地上攻撃用の核装着トマホークミサイルのための携帯用発射システムの開発と生産に向けた要求書を発給しており、この携帯用発射システムはロサンゼルス級攻撃型潜水艦(SSN688,688I)とバージニア級新攻撃型潜水艦(SSN774)に装着されるもの」だと明らかにしている。約1年後の1997年、

核科学者のアーキン(Arkin)の報告によって、米海軍はこの核弾頭トマホーク携帯用発射システムを購入したと確認された。

核科学者協会誌(Bulletin of the Atomic Scientists)は1997年11月末、原子力攻撃型潜水艦ボストン(U.S.S. Boston)がバージニアのヨークタウン海軍兵器貯蔵所から核弾頭用トマホーク巡航ミサイルを搭載することに成功し、米海軍が携帯用発射システムを購入していることは、前ブッシュ大統領が1990年の初めに攻撃型原子力潜水艦から核兵器を除去するようにした決定を、一日でも早く覆すための措置であったことを報告している。

ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)の2000年報告によれば、30日以内に配置可能な核弾頭トマホーク再配置のための訓練と軍事的統合力を確保するため、核弾頭トマホーク装填は今も米戦略司令部(STRATCOM)が毎年実施する世界守護者演習(Global Guardian exercises)に含まれている。

このことによって、核弾頭トマホークという兵器体系とそれを適用する作戦(戦術)次元の演習体系がすべて復活するのだ。更に2002年、情報自由法に従って機密解除された文書によれば、「核弾頭用トマホークは12隻程度の原子力攻撃型潜水艦によって使用されるよう策定されている。」と明示しており、12隻の原子力攻撃型潜水艦に核弾頭トマホークが搭載されていると判断するのは、これ以上難しくないことになった。1997年に核トマホークを搭載していたボストン(SSN703)は1999年に任務解除されて退役した。ボストン号を除外すれば、1995年以後に携帯用核発射システムを装着した潜水艦として、現在運行中の潜水艦は合わせて46隻だ。これらの中で最小限12隻の潜水艦に核弾頭トマホークの使用が承認されていることから、沖縄のホワイトビーチと韓国の鎮海基地に寄港していた攻撃型原子力潜水艦に核弾頭トマホークが載せられている可能性は約1/4だ。約4隻の内1隻は核弾頭トマホークを搭載したと見ることができるのだ。これらの原子力潜水艦は1991年の米国による戦術核廃棄宣言以後、朝鮮半島非核化宣言と北・米ジュネーブ合意(米朝ジュネーブ合意)を経ながらも現在でも、鎮海基地にたくさん出入りしている。また、韓国だけでなく、非核3原則を鮮明にしている日本の横須賀海軍基地、佐世保基地、沖縄のキャンプ・ホワイトビーチにも定期的に寄港する。日本と沖縄でも核搭載潜水艦が寄港する「1/4」の可能性は、韓国と同じだ。何故ならば、韓国と日本の間に存在する国境線が、米軍にとっては存在しないからだ。

韓国には2007年11月にも釜山港に、原子力潜水艦USS コネチカットが

入港したのに続き、2008年2月には原子力潜水艦オハイオが入港しており、これはマスコミに大々的に公開された。これは原子力潜水艦の寄港に対する疑惑と拒否感を予め遮断するための先行措置であることは明らかだ。米国は韓国において、核に対する疑惑を引き起こしてきた秘密主義に代わり、慣れさせるための公開主義を選んだのだ。原子力潜水艦の寄港を防ぐため1974年に神戸市議会が制定した「神戸方式」は今でも我々に良い模範だ。

また、核の脅威に対する感受性が鈍くなるのは、過去に日本と韓国、中国などアジアの原爆被害者に対する無関心とも連関している。50年前にアイゼンハワーは、朝鮮戦争での休戦協定の膠着状態が終結されない場合に原爆を使用するというトルーマンの脅しを繰り返し、米空軍は沖縄に原爆を何発か空輸した。ホイット・バンデンバーグ空軍参謀総長は中国東部の瀋陽が戦略的攻撃目標になるだろうと公開的に暗示した。このような歴史は、沖縄から中国に至る核攻撃圏域に対する脅威の象徴にほかならない。潜水艦に搭載されている核兵器に対する平和監視運動と、より進んで非核地帯化運動は、沖縄、日本、韓国などのアジア国家が国境の枠を越えて共同協力しなければならない事案にほかならない。

2. キャンプ・ボニファースと岩国基地の化学兵器標識

1) 朝鮮半島の戦争シナリオに沿って訓練されている化学攻撃

2002年9月、ノーチラス研究所のハンス・クリステンセン(Hans M. Kristensen)研究員は、情報自由法に従って機密解除された文書で驚くべき事実を発見し、これをある雑誌に発表した。1998年に米国西部のセイモア・ジョンソン(Seymour Johnson)空軍基地で核兵器を載せた戦闘飛行団が、東部フロリダのエイボンパーク訓練場に核を投下する訓練を行ったということだった。この核兵器は核弾頭の代わりにコンクリートが詰め込まれていた。

この資料が我々を驚かせたのは朝鮮半島の戦争シナリオによる訓練であったという点だ。当時の担当者であるランダー・ビガム(Randall K. Bigum)中佐と米空軍歴史家のマーフィー(John T. Murphy)とのインタビュー原文を入手して読むようになった私は、新たな疑惑の端緒を発見した。この長距離核投下訓練は朝鮮半島の戦争シナリオによるものであり、ここには化学攻撃(Chemical Attack)が含まれているという内容だった。

一方、駐韓米軍の「作戦計画 5027」とは異なり、韓米連合司令部次元の「作戦計画 9518」によれば、核攻撃(Nuclear Attack)と共に化学攻撃に関

する訓練計画が含まれている。すなわち、作戦的次元で核攻撃と化学攻撃は恒常的に準備され訓練されているのだ。2004 年にある討論会で私がトーマス・ハバード(Thomas Hubbard)駐韓米大使にこの事実を質問した際、『それが何故問題になるのか? それは米国(の領内)で行った演習だ。』と答えた。しかし、1994 年の米朝ジュネーブ合意文には、『米国が北韓に対する核兵器の不脅威または不使用に関する公式保障を提供する』となっている。

2) 国連軍司令部警備隊弾薬庫の化学兵器標識

2004 年に私は国連軍司令部警備隊が駐屯しているキャンプ・ボニファースに、米軍がこの間使用を禁止していると知られている化学兵器が弾薬庫に保管されていることを示唆する証拠を発見した。4月21日、私は国連軍司令部警備隊が駐屯しているキャンプ・ボニファース南側食堂の向こう側に位置した弾薬庫に、写真のように三つの標識が付けられていることを発見し、これを判読した結果、有毒性化学物質が保管されている標識であることを確認することができた。

米軍爆発物教範 FM4-30.13 によれば、これらの中で8角形に1字が書かれた標識は火災標識で、大量の爆発を引き起こす爆発物が弾薬庫内に保管されているので、火災時の消火作業を丹念に行えという内容を込めた標識だ。そして、その横にある二つの標識は化学脅威度を表す標識で、中には化学・生物・放射線の脅威に対して全身防御服を着用しなければならない有毒性化学物質が弾薬庫に保管されていることを意味する。右側の標識は水が弾薬の上に降りそそぐことを禁止するという、すなわち水接触禁止の標識だ。これは弾薬庫内に焼夷弾のような水と接触してはならない化学兵器があることを意味する。

この中で他の基地の弾薬庫と比較すべきは、とりわけ全身防御服表示の色だ。現在、韓国にある駐韓米軍基地と韓国軍基地の大部分の弾薬庫ではこの標識の色が白色であるが、ここは黄色だった。化学脅威度を表す全身防御服標識には、防御服の色に従って3つの種類に分けられている。標識で防御服の色が赤色の場合はサリンガスと神経ガスなど最も有毒な化学兵器を表す。黄色の場合は、それよりは致死性が劣るが依然として生命に致命的なアダムサイトなどが含まれた化学兵器を表す。白色の場合には白リン弾などの兵器を表す。

3) 弾薬庫に保管されていると予想される化学兵器

米陸軍の弾薬爆発物安全基準(Department of the Army Pamphlet 385-64)によれば、黄色の全身防御服標識に該当する化学作用剤を調べて見ると次のようになる。

ボスゲン(CG)は窒息剤として肺にのみ作用して肺の毛細血管に損傷を負わせる。第1次世界大戦中の化学作用剤による犠牲者の中で80%以上がCGによるものだった。殺傷効果は24時間以内に発生する。CNは皮膚及び目に刺激を与えて、気道上部にも刺激を与える。高濃度露出時に水膨れも発生する。CNはCSに代替される。CSは軍部隊で催涙弾訓練によく使われる催涙剤として皮膚及び目に刺激を与え、とても早く効果を現す。低い濃度でも即効的に効果を現しながら、露出後の効果は5~10分間持続する。塩化シアン(CK)は血液作用剤として目及び粘膜に強く刺激的であり、防毒マスクを無力化させるのに使用される。アダムサイト(DM)は密閉空間で使用する時、殺傷用になる。普通は固体状態にあつて、爆発しながら非常に早く毒性エアロジェルを形成して1分程度の露出時で一時的に無能力状態に陥る。一方、露出濃度に従って効果は30分から3時間まで持続する。ディフェニールクロロアルシン(DA)は皮膚及び目に刺激を与え、非常に早い効果を現す。露出濃度に従って効果は30分から数時間まで持続する。

ディフェニールシアノアルシン(DC)はDAと似た効果を現すが、DAより更に強い毒性を帯びている。FSは重く強い酸性液で普通の濃度でも目と鼻と皮膚に高い傷害を引き起こす。FMは腐食剤だ。爆発物弾薬や飛行機から散布して四方に広がることができ、FM溶液は皮膚と目を焼く酸だ。BZガスは米国が開発したもので米軍兵士の間では別名「睡眠ガス」として知られている。睡眠と幻覚症状を誘発することができる。化学兵器の専門家らは、高度に予測不可能でありしばしば動揺と興奮を増加させると語る。米国は、ロシアがモスクワ劇場を占拠したチェチェン反乱軍を解散させる過程でこのガスを使用したと推測もした。

これらの中で特に使用の可能性が高い化学作用剤としてはボスゲンとアダムサイト、BZガスなどだ。これらの化学作用剤の中で、どれがどのの中に入っているのか正確に知ることはできないが、これらの化学作用剤は一樣に有毒だ。これらの化学作用剤が充填された化学弾の外部は大部分灰色にして他の兵器と区別する。米軍の野戦教範は司令部から機密上の理由で特別な命令を下ろさない限り、野戦教範の内容そのまま適用されるのが原則である点を